

修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)を
『新たに』申請する日本人学部生の者

令和6年度前学期授業料免除のしおり

高等教育の修学支援新制度(JASSO 給付奨学金と授業料免除がセットになった支援制度)の授業料免除の申請を希望する学部在学学生は、本しおりのとおり、手続きを行ってください。
なお、授業料免除は JASSO 給付奨学金の採用結果に基づいて決定します。そのため、**4月に別途案内のある、JASSO 給付奨学金に必ず申請してください。**

1. 対象者

以下のすべてに該当する者

- 学部生
- 日本国籍又は在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」(将来日本に永住する意志のある者)、「家族滞在」(令和6年4月より追加予定)のいずれかである者
- 学生本人と生計維持者の資産の合計が基準を満たしている者
資産基準: 生計維持者2人→2,000万円未満、生計維持者1人→1,250万円未満
- 高等学校を卒業してから大学入学までに3浪以上していない者

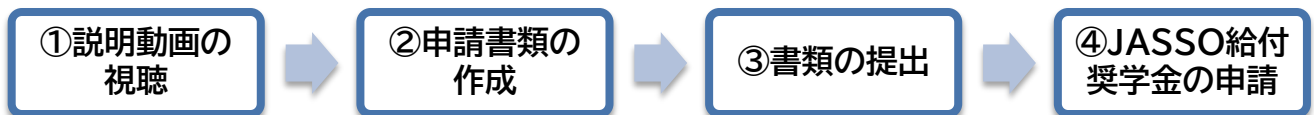
※生計維持者は、原則として父母の2名を指します。

※資産とは、現金・預貯金・有価証券等の投資用資産を指し、土地等の不動産は含みません。

※令和6年度に入学する方は、本しおりの対象外です。入学手続き書類をご確認ください。

2. 申請手順

以下の手順で申請を行ってください。



※本しおりの申請では、③の手続きまで完了してください。**4月に別途④の申請を行う必要があります。**

※高等教育の修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)が令和6年度に改正されます。

改正に伴い、本しおりに掲載された内容の他に必要な手続きが発生した場合は、別途お知らせします。

① 説明動画の視聴

手続きについて、動画で説明を行っています。動画を視聴してから手続きを進めてください。



YouTube

<https://youtu.be/ej9L8x9ezw8>



② 申請書類の作成

申請に必要な書類(様式)は本学のホームページに掲載しています。

茨城大学 HP > 在学生向け情報 > 経済的支援制度 > 申請書案内・申請様式のダウンロード(学費免除/徴収猶予) → 「②令和6年度学部在学生で、修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)に新たに申請する者(新規)」の項目(本学所定様式)から確認をしてください。

https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicssupport/shinsei_exemption/index.html



③ 書類の提出

●提出期限

令和6年3月8日(金)厳守

※郵送で提出する場合は、3月8日(金)必着

※窓口受付時間はキャンパス毎に異なりますのでご注意ください

●提出書類

以下、『3. 提出書類について』を確認してください。

●提出先

≪窓口に出す場合≫

水戸地区:学生支援センター 平日 8:30~17:00
日立地区:工学部学務グループ 平日 9:00~16:00
阿見地区:農学部学務グループ 平日 8:30~17:00

≪郵送で提出する場合≫

〒310-8512 水戸市文京2-1-1 茨城大学学生支援センター 宛
「令和6年度前期授業料免除申請書類在中」と封筒の表に朱書きしてください。


※大学休業日は窓口業務を行っておりません。休業日等は大学 HP にてご確認願います。
※郵送の場合、配達記録が残る簡易書留又はレターパックライト(370円)を使用してください。
※郵送で提出する場合であっても、期限内必着とします。

3. 提出書類について

以下の書類を揃えて、提出してください。

※本学所定様式は大学ホームページに掲載しています(掲載先は 2.申請手順 ②を参照)

対象	提出書類
全員	様式 003:高等教育の修学支援新制度における学費免除申請書
全員	様式 004:新制度学費減免申請書(A 様式 1) ※令和6年度の学年で作成してください。
全員	様式 005:大学等への修学支援措置に係る学修計画書(両面印刷)
全員	JASSO 進学資金シミュレーターの結果画面を印刷したもの ※JASSO 進学資金シミュレーターについては次のページを確認してください。 ※印刷した書類の右上に自分の学籍番号を記入してください。

<p>該当者のみ (被災学生)</p>	<p>※被災学生の者は、次のいずれかを提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書のコピー ・被災証明書のコピー ・届出避難場所のコピー ・除籍証明書のコピー <p>【参考】被災学生については、下記をご確認ください。 被災学生に対する授業料免除 茨城大学 (ibaraki.ac.jp) ★被災学生の方は、別途、生計維持者の課税証明書や住民票等の書類提出を求められることがあります。</p>	
-------------------------	---	---

【個人情報の取扱いについて】

申請で記入された個人情報については、授業料免除業務の目的に利用します。

●JASSO 進学資金シミュレーターについて

JASSO 進学資金シミュレーターは、世帯の年収等を入力することで、JASSO 給付奨学金の家計基準を満たしているかを少し具体的に知ることができるものです。
シミュレーションで示される給付奨学金の支援区分は、入力された情報を基に試算した結果によるものとなるため、実際に給付奨学金の申請結果とは異なる場合があります。

〈アクセス先〉

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



●次の手順でメニューを選択してください

奨学金選択シミュレーションにアクセス
→給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)
→2024 年度春の在学採用の申込
→各項目を入力し、「計算する」をクリック



計算結果が、以下のいずれかの支援区分の場合は、給付奨学金に採用される可能性があります。

授業料免除額

区分	授業料免除額
第Ⅰ区分	全額免除
第Ⅱ区分	2/3額免除
第Ⅲ区分	1/3額免除
第Ⅳ区分 ※	1/4額免除

【重要】

※第Ⅳ区分は、令和6年度の制度改正により新設される予定です。令和5年度時点ではシミュレーターに実装されない可能性があります。

多子世帯(扶養する子が3人以上)の場合は、シミュレーションの結果に関わらず、本制度に申請することをお勧めします。

4. 結果通知について

申請した授業料免除の結果については、6月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛に学生支援センターから結果を通知します。

※申請者は免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。

※授業料の免除申請後に休学、退学が決定した場合は、学生支援センターまで申し出てください。

5. 留意事項

- 被災学生に該当する場合、JASSO 給付奨学金の採用結果が家計基準「対象外」のため、不採用となった際には、大学独自制度において審査を行うことができます。そのため、別途、課税証明書や住民票等の書類を求められることがありますので、ご承知おきください。
- 高等教育の修学支援新制度は、JASSO 給付奨学金で採用された支援区分に基づいて、授業料の免除額が決まります。そのため、授業料免除と給付奨学金の両方の申請手続きを必ず行う必要があります。本しおりで行うのは、授業料免除の申請となります。4月に JASSO 給付奨学金の申請の手続きを必ず行なってください。別途掲載される、日本学生支援機構在学採用の案内をお待ちください。
- 手続きは、必ず学生本人が行ってください。
- 書類の記入は、黒色ボールペンで記入してください。(消せるペンは使用不可)
申請書類の記入を誤った場合は、二重線で取消のうえ、余白に丁寧に書き直してください。(修正液や修正テープ使用不可)
- 提出書類は提出前にコピーか写真を撮って控えを残してください。
- 提出書類に関して不備等がある場合には、本人の携帯電話または大学から付与したメールアドレスに連絡する場合があります。着信がありましたら必ず応答をお願いいたします。連絡未確認により生じる不利益には応じられませんのでご注意ください。
- 授業料免除申請は年2回(前学期及び後学期)の申請が必要です。学期毎の案内に従って手続きを行ってください。
- 申請期限は厳守となり、期限後の申請は、受理いたしません。
- 虚偽の内容を申告した場合は「申請取り消し」になります。また、免除結果通知後に、虚偽の事実が判明した場合も、「申請取り消し」により免除結果無効といたします。
- 申請書類の記入内容及び提出書類の情報は、学生の経済支援を目的とした業務にのみ利用します。

6. 問合せ先

学生支援センター E-mail : shien_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

※内容や説明資料を確認したうえで、不明点を学生支援センターまでお問い合わせください。

※お問い合わせは必ず奨学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。

※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。

※メールの対応は大学の営業日となります。

※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、申請期限に余裕をもってお問合せください。